

平成 30 年度水質検査計画



神 山 町

はじめに

神山町では、「安心」で「安定」した水の供給を基本理念として、町民の皆様から信頼される簡易水道事業の運営に努めているところです。

私達が毎日飲む水道水は、水道法で定められた水質基準に適合した安全な水でなければなりません。このため、安全性を確認する水質検査は、正確かつ適正さが求められています。近年、水源となる河川は、生活排水などによる水質汚染が懸念されています。また、病原微生物や環境ホルモン、ダイオキシン類、農薬及び消毒による副生成物や異臭、味等の新たな水質変異にも取り組んでいかなければなりません。水道事業を取り巻く環境の変化に対し、住民の皆様の要望は、水の安全性ばかりでなく「おいしい水」への関心も高まっています。

このような状況に対応するために、国では、平成15年度に水質基準等の全面的な見直しを行い、水道法施行規則の一部改正に併せて、これまで全国一律の基準により行われてきた水質検査を、原水、水源の状況や浄水方法に応じて、毎年度の検査計画の策定と公表を義務付け、水質検査の合理性及び透明性の確保が求められることになりました。

このため神山町では「平成30年度神山町水質検査計画」を策定しました。

今後は、この水質検査計画に従い水質検査を実施するとともに検査結果を定期的に公表いたします。また、水質検査の結果や住民の意見などを反映して、事業年度毎に見直しを行い、水質管理体制の更なる充実に努め信頼される水道水を供給していくこととします。

水質検査計画の構成は次のとおりです。

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の状況並びに水質状況
- 4 水質検査項目、採水地点及び頻度
- 5 水質管理目標設定項目
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 関係機関との連携

1. 基本方針

神山町では、水道水が水質基準に適合し、安全で良質な水を供給するために次の方針により水質検査計画を定め、より安全で安定した水質管理に努めます。

- (1) 水質検査基準項目については、平成15年5月30日厚生労働省令第101号に基づき実施します。
- (2) 検査地点は、給水区域ごとの蛇口、浄水場、配水池及び水源地とします。
- (3) 検査頻度は、検査項目ごとに定めます。
- (4) 検査は、委託検査になります。
- (5) 検査結果を利用者に公表し、必要に応じて検査計画を見直します。

2. 水道事業の概要

(旧) 施設名	給水区域	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	水源 種類	浄水処理 方式
広野東部	阿野字齒ノ辻・南行者野・長谷・下地	506	204	地下水	塩素消毒
広野	阿野字長瀬・五反地・南馬喰草・北馬喰草・広野・河口・雨返・橘谷・馬地・地野々・南倉目・北倉目・杉次郎・大地・名田河・駒坂・井ノ谷・福原・本名・臼嶽・方子、県立神山森林公園、入田町金治、鬼籠野字一ノ坂・喜来・坂瀬川・黒河	1,027	470	伏流水	塩素消毒
二ノ宮	阿野字二ノ宮・地ノ平	75	50	表流水	塩素消毒
中央	神領字中津・西上角・本上角・北上角・大埜地・北・東野間・本野間・西野間・川北・谷・大久保・東青井夫・西青井夫、下分字地野・栗生野、鬼籠野字西分・中分・東分・川東・阿保坂・喜来	1,561	695	伏流水	緩速ろ過塩素消毒
鍋岩	下分字鍋岩	27	26	表流水	緩速ろ過塩素消毒
下分	下分字南地野・京地・松ノ本・東稻原・中稻原・西稻原・箱石・左右山・今井・東寺・西寺・安吉・大久保・宇井・北宇井、上分字門屋	536	322	伏流水	塩素消毒
川又	上分字川又・川又西・川又南	82	59	表流水	塩素消毒
北谷（飲供）	上分字一宇夫	13	12	表流水	塩素消毒

※給水人口、給水戸数は、平成 29 年 3 月 31 日現在の数値です。

3. 水源の状況並びに水質状況

神山町は、四国山脈の東部に位置し、全面積の83%が山地であり、その中央を鮎喰川が蛇行して流れ、それに鬼籠野谷川、左右内谷川、神通谷川、北谷川などの谷川が流れ込んでいる。鮎喰川の源流は、上分奥屋敷であり延々50kmを流れて吉野川に達している。

緑なす山々からわき出した水は谷となり、滝となり美しい渓谷美を作っており自然に恵まれた所である。気温は温暖で雨量も適切であって、まさに山紫水明の地であり、鮎喰川水系は、汚染度が低く、水質はおおむね良好で安全な水といえます。

広野東部・広野・中央・下分の旧簡易水道の水源は鮎喰川の地下水・伏流水を、二ノ宮・鍋岩・川又の旧簡易水道及び北谷飲料水供給施設の水源は鮎喰川支流の表流水から取水しています。現在のところ水源への水質汚染のおそれはありませんが、今後一層の水質管理を行っていく計画です。

4. 水質検査項目、採水地点及び頻度

採水場所は、町内各 旧 簡易水道・飲料水供給施設ごとに下記の場所で行います。

(1) 水道法施行規則第15条1項1号の規定に基づき実施する検査

ア 採水場所

	(施設名)	(場所)
旧 広野東部 簡易水道	神山町阿野字南行者野	給水栓
旧 広 野 //	神山町阿野字井ノ谷	//
	神山町鬼籠野字喜来	//
	神山森林公園	//
旧 二ノ宮 //	神山町阿野字二ノ宮	//
旧 中 央 //	神山町役場	//
	神山町鬼籠野字川東	//
旧 鍋 岩 //	神山町下分字鍋岩	//
旧 下 分 //	神山町下分字中稲原	//
旧 川 又 //	神山町上分字川又西	//
旧 北 谷 飲料水供給施設	神山町上分字一字夫	//
イ 採水及び検査者	町職員又は受託者	
ウ 検査項目	3項目(色度、濁度、残留塩素)	
エ 検査頻度	毎日	

(2) 水道法施行規則第15条1項3号イ・ロの規定に基づき実施する検査

ア 採水場所	各配水区域内の給水栓(図-1)
イ 採水及び検査者	厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託
ウ 検査項目	9項目(別表-1、別表-2)
エ 検査頻度	概ね1箇月に1回

(3) 水道法施行規則第15条1項1号ロの『基準の表』に定める項目について実施する検査

ア 採水場所	各配水区域内の給水栓(図-1)
イ 採水及び検査者	厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託
ウ 検査項目	21項目及び51項目(別表-1、別表-2)

工 検査頻度 21項目について概ね3箇月に1回実施し、その他項目については、安全な水質を確保するために年1回実施する。

(4) 水道原水の検査

ア 採水場所(図-1)

(施設名)

(場所)

旧 広野東部簡易水道	神山町阿野字齒ノ辻	水源地
旧 広野 //	神山町阿野字河口	水源地
旧 二ノ宮 //	神山町阿野字二ノ宮	配水施設
旧 中央 //	神山町神領字北	水源地
旧 鍋岩 //	神山町下分字鍋岩	配水施設
旧 下分 //	神山町下分字安吉	水源地
旧 川又 //	神山町上分字江畠	水源地
旧 北谷 飲料水供給施設	神山町上分字一字夫	水源地

イ 採水及び検査者 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託

ウ 検査項目 39項目

表中1の項目～20の項目、32の項目～47の項目
49の項目～51の項目(別表-1)

工 検査頻度 年1回

5. 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水道水の安全性の確保等に万全を期するため水質管理上留意すべきものとされています。

今年度はクリプト指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)検査及びクリプトポリジウム検査を全ての施設で実施すると共に、旧 広野東部簡易水道においては、農薬類のうちゴルフ場使用農薬を年1回検査する予定です。

6. 臨時の水質検査

水源で次のような水質の変化があり、供給する水が水質基準に適合しないおそれがある場合、もしくは、供給する水が汚染されている疑いがある場合には、直ちに取水停止や給水停止等の措置を講じて臨時の水質検査を実施し、安全性等の確認を行います。

ア 水源の水質が著しく悪化したとき。

イ 水源に異常があったとき。

ウ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。

エ 浄水過程に異常があったとき。

オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

カ その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は町民に公表し、内容についてはご意見を参考にさせていただきながら、毎年の検査結果も反映した上で、より良い計画書を作成してまいります。

水質検査計画の公表はインターネットのホームページなどで行います。また、検査結果につきましても毎年公表いたします。

8. 関係機関との連携

水源井戸の周辺で、水質事故が発生した場合は、徳島保健所等と連携して現地調査及び水質検査を行います。

■お問い合わせ先

神山町役場 建設課 水道係

〒771-3395

徳島県名西郡神山町神領字本野間100

TEL 088-676-1514 IP電話 2015

FAX 088-676-1100

別表-1 水道法に基づく水質検査項目

区分	水道基準検査項目	水質基準値	検査頻度	検査頻度を決めた理由		
健康に関する項目	病原微生物	1 一般細菌	100個/ml以下	1回/月	法律で定める頻度	
		2 大腸菌	検出されないこと	1回/月		
	無機物	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1回/年	安全な水質を確保するため	
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1回/年		
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/年		
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/年		
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1回/年		
		8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1回/年		
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	1回/年		
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4回/年		法律で定める頻度
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1回/年		安全な水質を確保するため
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1回/年			
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	1回/年			
	有機物 (化学物質)	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/年	安全な水質を確保するため	
		15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1回/年		
		16 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1回/年		
		17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1回/年	法律で定める頻度	
		18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/年		
		19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1回/年		
		20 ベンゼン	0.01mg/L以下	1回/年	安全な水質を確保するため	
		21 塩素酸	0.6mg/L以下	4回/年	法律で定める頻度	
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4回/年		
	消毒剤 (消毒副生成物)	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	4回/年		
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4回/年		
		25 シフロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4回/年		
		26 臭素酸	0.01mg/L以下	4回/年		
		27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4回/年		
		28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4回/年		
		29 フロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4回/年		
		30 フロモホルム	0.09mg/L以下	4回/年		
		31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4回/年		
水道水が有すべき形状に関する項目	無機物	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1回/年	安全な水質を確保するため	
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1回/年		
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1回/年		
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1回/年		
		36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1回/年		
		37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1回/年		
		38 塩化物イオン	200mg/L以下	1回/月		法律で定める頻度
		39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1~4回/年		安全な水質を確保するため
	40 蒸発残留物	500mg/L以下	1~4回/年			
	有機物	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1回/年		
		42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	1回/年		
		43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1回/年		
		44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4回/年	法律で定める頻度	
		45 フェノール類	0.005mg/L以下	1回/年	安全な水質を確保するため	
	その他 (基礎的形状)	46 有機物(TOC)	3mg/L以下	1回/月	法律で定める頻度	
47 PH値		5.8以上8.6以下	1回/月			
48 味		異常でないこと	1回/月			
49 臭気		異常でないこと	1回/月			
50 色度		5度以下	1回/月			
51 濁度		2度以下	1回/月			

別表-2 施設別水質検査項目

○数字は年間検査回数

政令 番号	施設名 検査項目	検査 頻度	広野 東部	広野	二ノ宮	中央	鍋岩	下分	川又	北谷
1	一般細菌	12回/年	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
2	大腸菌	12回/年	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
3	カドミウム及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
4	水銀及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
5	セレン及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
6	鉛及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
7	ヒ素及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
8	六価クロム化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
9	亜硝酸態窒素	4回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
12	フッ素及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
13	ホウ素及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
14	四塩化炭素	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
15	1,4-ジオキサン	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
16	1,2-ジクロロエチレン	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
17	ジクロロメタン	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
18	テトラクロロエチレン	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
19	トリクロロエチレン	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
20	ベンゼン	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
21	塩素酸	4回/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
22	クロロ酢酸	4回/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
23	クロロホルム	4回/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
24	ジクロロ酢酸	4回/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
25	ジブromクロロメタン	4回/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
26	臭素酸	4回/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
27	総トリハロメタン	4回/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
28	トリクロロ酢酸	4回/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
29	ブromジクロロメタン	4回/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
30	ブromホルム	4回/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
31	ホルムアルデヒド	4回/年	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
32	亜鉛及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
33	アルミニウム及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
34	鉄及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
35	銅及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
37	マンガン及びその化合物	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
38	塩化物イオン	12回/年	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1~4回/年	(4)	(4)	(1)	(4)	(4)	(4)	(4)	(1)
40	蒸発残留物	1~4回/年	(4)	(1)	(1)	(1)	(4)	(1)	(4)	(1)
41	陰イオン界面活性剤	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
42	ジェオスミン	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
43	2-メチルイソボルネオール	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
44	非イオン界面活性剤	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
45	フェノール類	1回/年	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
46	有機物(TOC)	12回/年	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
47	PH値	12回/年	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
48	味	12回/年	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
49	臭気	12回/年	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
50	色度	12回/年	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
51	濁度	12回/年	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)

4回/1年（基準値1/5超過）
1回/1年（基準値1/5以下）
1回/3年（基準値1/10以下）

省略不可項目

ゴルフ場使用農薬水質検査項目

水道施設名 旧 広野東部簡易水道
採水場所 取水口付近 原水

検査項目（5項目）

検査項目名	検査回数
使用農薬について決定	1回/年

図一 1 水質検査採水地点図

